

こざいこども園園則

第1章 総則

(施設の目的)

第1条 本幼保連携型認定こども園は、就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、認定こども園法及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令並びに関係条例を遵守して運営する。

(名称)

第3条 本幼保連携型認定こども園は、こざいこども園という。

(位置)

第4条 本幼保連携型認定こども園は、大分県大分市大字屋山1658-6に置く。

(入園資格)

第5条 本幼保連携型認定こども園に入園することのできる者は、以下のとおりとする。

- (1) 0歳から3歳未満の保育の必要な乳幼児（以下「3号認定の乳幼児」という。）
- (2) 満3歳以上小学校就学の始期に達するまでの保育の必要な幼児（以下「2号認定の幼児」という。）
- (3) (2)以外の満3歳以上小学校の始期に達するまでの幼児（以下「1号認定の幼児」という。）

(定員、学級編制)

第6条 本幼保連携型認定こども園の利用定員は75名とし、年齢ごとの学級編成と利用定員の内訳は次のとおりとする。

年齢区分	学級編成	1号認定の 幼児（人）	2号認定の 幼児（人）	3号認定の 乳幼児（人）	利用定員の 合計（人）
0歳児	(つ き)			9	9
1歳児	(ほ し)			9	18
2歳児	(そ ら)			9	
3歳児	ひかり組	4 (※3)	1 1		18
4歳児	にじ組	4	1 1		15
5歳児	はな組	4	1 1		15
計	3学級	15	33	27	75

※ 満3歳児の定員

第2章 学年、学期及び休業日、保育時間

(学年)

第7条 3歳以上の幼児にかかる学年は3年とする。

(学期)

第8条 満3歳以上の幼児にかかる学期は、1年を分けて次の3保育期とする。

第1保育期 4月1日から 8月31日まで

第2保育期 9月1日から 12月31日まで

第3保育期 1月1日から 3月31日まで

(休園日)

第9条 本園の休園日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日 (1号認定の幼児のみ)

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(4) 年末年始 12月29日から1月3日まで

(5) 長期休業 (1号認定の幼児のみ)

夏季休業 8月10日から8月20日まで

冬季休業 12月27日から1月4日まで

学年末休業 卒園式翌日から3月31日まで

学年始休業 4月1日から入園式前日まで

(6) その他園長が必要と認めた日

第3章 授業日時、教育課程、教育保育内容

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第10条 本幼保連携型認定こども園の授業日時数は次のとおりとする。

(1) 教育（満3歳以上の幼児）

教育を行う期間等は、原則として次のとおりとする。

1学年の教育週数 39週

1週の教育日数 5日

1日の教育時間数 9時～13時の4時間を原則とする。

(2) 教育及び保育（2号認定の幼児、3号認定の乳幼児）

教育及び保育時間及び開所時間は、原則として次のとおりとする。

教育及び保育時間 8時間

開所時間 保育標準時間の場合 7時～18時

保育短時間の場合 8時～16時

(教育課程)

第11条 教育課程は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）の基準により園長が定める。

(教育及び保育の内容)

第12条 教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された五領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）のねらいが達成されるよう、総合的に指導する。

第4章 入園、転園、退園又は休園、利用の終了

(入園)

第13条 入園は、園長がこれを許可する。

- 2 入園をしようとする者は、所定の入園願書を保護者から園長に提出するものとする。
- 3 1号認定の幼児の利用定員の総数を超える利用の申し込みについて、抽選、申込みを受けた順序等により決定する方法、本園の教育理念に基づく選考等から、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。
- 4 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、各年度、募集要項を定めて明示する。
- 5 本幼保連携型認定こども園は、2号認定の幼児及び3号認定の乳幼児の利用について、市町村が行う利用の調整及び要請に対し、できる限り協力する。

(転園、退園又は休園)

第14条 転園、退園又は休園しようとする者は、所定の様式にその理由と時期を記して保護者から園長に届け出るものとする。

2 園長は、保育料を6か月以上滞納し、今後も支払われる見込みがない、あるいは、園の教育や保育に対して協力的な姿勢が見られないと判断した者は退園させるものとする。

(利用の終了)

第15条 当園は、以下の場合には特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

2 当園の教育課程を修了した者は、修了証書を授与する。

第5章 職員組織

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第16条 本幼保連携型認定こども園に次の職員を置く。

職種	員数	職務の内容
◎ (1) 園長	1名	園の業務を統括し、会計事務を行う
(2) 副園長	1名	園長を補佐し、不在時に代理を務める
(3) 教頭	必要に応じて	
(4) 主幹保育教諭	1名以上	保育教諭を統括する
(5) 指導保育教諭	必要に応じて	
◎ (6) 保育教諭	10名以上	保育と教育の計画を立案、実施、記録、連絡を行う
(7) 助保育教諭	必要に応じて	
(8) 講師	必要に応じて	
(9) 看護師	必要に応じて	
(10) 養護教諭	必要に応じて	
(11) 養護助教諭	必要に応じて	
(12) 主幹栄養教諭	必要に応じて	
(13) 栄養教諭	必要に応じて	
(14) 事務職員	必要に応じて	園内の諸事務を補佐する
◎ (15) 園医	1名	児童の健康管理業務を行う
◎ (16) 園歯科医	1名	児童の健康管理業務を行う
◎ (17) 園薬剤師	1名	児童の健康管理業務を行う
◎ (18) 調理員	2名以上	給食業務に従事する
◎ (19) 支援員	必要に応じて	

2 前項の職員の職務は、認定こども園法その他の関係法令の定めるところによる。

第6章 保育料及び特定負担金

(保育料その他の費用)

第17条 本幼保連携型認定こども園においては、園児の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収し、当該市町村から施設型給付等を法定代理受領する。

2 次のとおり実費を徴収する

(1) 給食食材費 主食分 月額1000円

副食分 1号認定 月額4000円（土曜日分は預かり保育実施要綱にて定める）

副食分 2号認定 月額4500円

(2) その他本園の利用において通常必要とされる者に係る費用で保護者に負担させることが適當と認められるもので園長が定める金額

3 第2項の実費については、必要が発生する度に書面を通して保護者へ事前説明を行う。

5 利用者負担の支払いを受けたときは、費用区分ごとに、当該費用に係る領収証を保護者に交付する。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第18条 本幼保連携型認定こども園において、利用する乳幼児に病気や事故等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに園医又は利用児童の主治医への連絡を行う等の必要な措置を探るものとする。

2 本幼保連携型認定こども園の利用により事故が発生した場合は、直ちに利用する乳幼児の家族、市町村、大分市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置等を記録するものとする。

4 本幼保連携型認定こども園の責めにより賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第19条 本幼保連携型認定こども園は、消防設備その他の必要な設備を設けるとともに、火災、地震、風水害、津波、大雪、不審者等の災害の態様ごとに非常災害に対する具体的計画を策定し、園内に掲示し職員や保護者に周知を図るなど、日頃から非常災害時の体制を万全なものとする。

2 本幼保連携型認定こども園は、非常災害時の関係機関への通報・連携体制を整備する。

3 本幼保連携型認定こども園は、毎月1回以上、避難、消火その他の訓練を行う。

4 本幼保連携型認定こども園は、地域の自主防災組織や近隣住民との連携や、他の施設等から職員派遣、施設利用その他の必要な協力が得られるよう広域的相互応援体制の整備及び充実など災害時における協力体制を確立する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第20条 本幼保連携型認定こども園は、利用する乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等の責任者を設置し、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第21条 本幼保連携型認定こども園は、利用する乳幼児やその保護者に関して、支給認定や利用に係る状況に変化があった場合は、遅滞なく、その旨を市町村に通知するものとする。

(勤務体制の確保等)

第22条 本幼保連携型認定こども園は、利用する乳幼児やその保護者に対し、適切な支援を提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておくものとする。

2 本幼保連携型認定こども園は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(衛生管理等)

第23条 本幼保連携型認定こども園は、園の設備及び飲用する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 本幼保連携型認定こども園は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

(秘密保持等)

第24条 本幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 本幼保連携型認定こども園の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とするものとする。

(苦情解決)

第25条 本幼保連携型認定こども園は、利用する乳幼児の保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等苦情解決に関する体制を整備し、これを掲示する等により保護者等への周知の徹底を図るものとする。

2 本幼保連携型認定こども園は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録し、解決に向けて適切に対処するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第26条 本幼保連携型認定こども園は、本園の利用について市町村等が行う連絡調整にできる限り協力するものとする。

2 この規程に定める事項のほか、園の運営に関し必要な事項は、法人が別に定めるものとする。

第7章 給食

第27条 入所児童の給食を行うにあたって、次の事項を実施する。

- (1) 献立の作成は、栄養、カロリー、嗜好などに留意すること。
 - (2) 献立表は、1ヶ月ごとに作成し、園長が確認すること。
 - (3) 嗜好調査は（残食調査）は、年4回以上行うこと。
 - (4) 市場調査は年4回以上行うこと。
 - (5) 食品の調理、加工及び貯蔵は、清潔で衛生的な環境で行うこと。
 - (6) 食品の消毒は、その都度行うこと。
 - (7) 保存食は、原材料及び調理済食品を食品ごとに50グラム程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して入れ、-20°Cで2週間保存すること。
 - (8) 検食は、毎食行い、その結果を記録すること。
- 2 給食担当職員・乳児担当保育教諭の検便は、毎月1回以上実施する。

第8章 子育て支援

第28条 子育て支援事業にあたって、次の事項を実施する。

- (1) 親子が相互の交流を行う機会提供を行う等、子育てに関する保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の援助を行う。
- (2) 子育て支援を希望する保護者と子育て支援を実施する者との間の連絡及び調整を行う。
- (3) 地域の子育て支援を行う者に対する必要な情報の提供及び助言を行う。

附則

(施行日)

この園則は、平成31年4月1日から施行する。

この園則は、令和元年10月1日に一部変更して施行する。

この園則は、令和2年4月1日に一部変更して施行する。

この園則は、令和5年4月1日に一部変更して施行する。